第１２次鳥取県交通安全計画（案）に係る意見聴取結果について

令和８年１０月８日
くらしの安心推進課

本県における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱となる「第１２次鳥取県交通安全計画」（以下「計画」という。）の策定にあたり意見聴取した結果の概要を報告します。

１　団体・企業等からの意見聴取

（１）意見募集の方法

PTA 協議会、視覚障害者福祉協会、交通事業者等８機関に対し、聞取りを実施

聞取り期間：令和８年３月～７月

（２）主な意見及び対応

主な意見	対応	
学校等と連携して自転車通学における交通安全の確保が必要ではないか	＜計画（案）に盛り込み済＞ 中学生・高校生の自転車での通学中の交通事故を減らすため、センサーによる注意喚起看板の設置等、学校等とも連携した交通安全対策を面的に推進する。	
逆走防止への対応を盛り込んでほしい	＜計画（案）に盛り込み済＞ 警戒看板の増設、カラー舗装による標識や路面標示等によるこれまでの視覚的対策に加え、逆走車に対して衝撃を与える物理的対策等の設置を図るなど、総合的な事故防止対策を推進する。 高速自動車国道等における逆走事故・事案の防止のため、関係機関において広報啓発を進める。	 
「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の推進が必要ではないか	＜計画（案）に盛り込み済＞ 評価認定実施機関において、貸切バス事業者の安全性や安全の確保に向けた取組状況を評価し、認定・公表することで、貸切バスの利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくする「貸切バス事業者安全性評価認定制度」を推進する。	

２　パブリックコメント

（１）意見募集の方法

ア　募集期間

令和８年９月７日（月）から令和８年９月２８日（月）まで

イ　募集方法

郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、各総合事務所等設置の意見箱

（２）応募結果

意見なし

３　計画（案）の概要

（１）根拠法令　　交通安全対策基本法（昭和４５年法律第１１０号）第２５条第１項

（２）基本理念　　「交通事故のない鳥取県」を目指す

（３）計画期間　　令和８年度から令和１２年度まで（５年間）

（4）主な計画の柱

道路交通の安全	○道路交通環境の整備(歩行空間や自転車利用環境の総合的整備 等) ○安全思想の普及徹底 (高齢者、外国人等への交通安全教育の推進、学校と連携した安全教育の実施、飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立 等) ○安全運転の確保 (ICT・新技術の活用、貸切バス事業者安全性評価認定制度の推進 等)
鉄道交通の安全	○鉄道交通環境の整備 (主要駅や高架橋等の耐震対策の推進、自動列車停止装置(ATS)等の整備 等) ○安全な運行の確保(運転士の資質保持、計画運休 等) ○事故原因の究明と再発防止対策 (ドローンや 3D スキャン装置等を用いた科学的かつ客観的な調査の推進 等)
踏切道交通の安全	○バリアフリー化の促進 ○踏切道の統廃合の促進(第3, 4種踏切道などの統廃合の促進 等) ○踏切道の交通安全と円滑を図るための措置(ICT技術を活用した対策の検討 等)

4　充実する主な交通安全施策

・高齢者等の運転者教育の充実

教習所と連携した高齢者向け交通安全教育の機会の増、内容の充実　等

・通学路等における子どもの安全確保

中高生等の自転車事故を減少させるためセンサーによる注意喚起看板の設置、ゾーン３０プラス（※１）の整備、生活道路における法定速度の引下げの周知 等

・時代の変化に対応した安全対策の強化

妨害運転（あおり運転）・ながらスマホ・高速自動車国道等における逆走等の防止のため関係機関と連携した広報啓発活動の推進、自転車の交通反則通告制度（青切符）等の啓発、小型モビリティ（※２）のルール啓発、交通指導取締りの強化 等

※１　低速度規制「ゾーン３０」に、ハンプ等の物理的デバイスを組み合わせる取組



※２　電動キックボード、シニアカー等

5　今後のスケジュール

令和８年１０月　　鳥取県交通安全対策会議による審議

令和８年１１月　　計画の策定及び公表